

日本保険医学会 認定医制度変更のお知らせ

日本保険医学会
認定医制度委員会

日本保険医学会は1991年から認定医制度を開始し、2015年10月には第23回認定試験を実施しましたが、この間、日本保険医学会を取り巻く環境は大きく変化しました。

厳しい環境においても「持続可能な認定医制度」を実現するための検討を重ねた結果、2015年10月8日の評議員会において、日本保険医学会認定医制度規則の変更が承認されました。主な変更点は、認定医の認定要件における「生命保険講座合格」の除外と「基礎研修基準」「認定要件における特別措置」の導入です。以下、詳細について説明します。

1. 新規認定における「生命保険講座合格」要件の削除

会員の所属会社が生命保険協会の会員会社ではない場合、生命保険講座を受講することができません。従来の認定医制度規則では、「生命保険講座を受講できない会員に対し、当委員会が生命保険講座に準ずる試験を実施する」とありましたが、限られた試験時間で受験者が生命保険講座合格基準に達しているかの判断は困難を伴います。

近年では生命保険講座を受講できない会員が1/4を占め、生命保険講座合格に関わる負担が認定申請者の所属によって異なることは適当ではないと判断したことから、新規認定の要件から当要件を削除しました。

2. 新規認定における「基礎教育基準」の導入

従来の新規認定の要件では、「本会会員であること」と「保険医学に関する実務に従事していること」を求めていました。正会員は会則で「保険医学に携わる」とされ、自動的に「保険医学に関する実務に従事」という要件を満たしますが、「実務」の内容は所属会社・所属部署によって様々です。そこで、認定医として求められる基準を明確化するために、「認定用自己研修基準」を新設しました。

また、従来は日本保険医学会が主催する学会活動への参加が認定要件に含まれていませんでした。学会活動への参加を促すため、「学会参加基準」を新設し、「認定用自己研修基準」と合わせて「基礎教育基準」として新規認定の要件としました。そして「基礎教育基準」の導入に伴い、新規認定の要件から「保険医学に関する実務に従事」を削除しました。

(1) 「認定用自己研修基準」

「生命保険講座合格」要件の削除に伴い、従来、生命保険講座に含まれていた保険法などの領域について学習する機会を新たに設ける必要がありました。「認定用自己研修基準」は、

認定医として求められる事項をリスト化したものであり、詳細は日本保険医学会認定医制度施行細則・別表に掲載します。

研修範囲は「生命保険医学（日本保険医学会編，2002）」に加え、「保険法」「保険業法」「生命保険協会作成ガイドライン」などです（法律・ガイドラインはインターネット上で無償閲覧可）。「認定用自己研修基準」では具体的な研修目標を設定しており、研修完了は自己申告によるものとします。

(2) 「学会参加基準」

「認定医の認定申請日から過去5年以内の学会活動」を、新たに新規認定要件に加えます。新規認定に必要な単位数や単位換算法は、日本保険医学会認定医制度施行細則・別表に掲載します。

3. 新規認定における「認定試験」の出題範囲拡大

「生命保険講座合格」要件の削除に伴い、生命保険講座の学習範囲かつ「生命保険医学（日本保険医学会編，2002）」には掲載されていない領域を、認定試験出題範囲に追加します。この追加範囲は、「認定用自己研修基準」の「法律・生命保険協会ガイドラインセクション」に該当します。

4. 新規認定における「特別措置」の導入

認定医としての資質を十分に備え、学会活動に多大な貢献があっても、「生命保険講座合格」要件など種々の理由で認定医取得を断念していた正会員に対し、「定時総会での発表」や「日本保険医学会誌への論文掲載」など、日本保険医学会認定医制度施行細則・別表に定める基準を満たした場合に限り、新規認定の要件から「認定試験合格」「基礎教育基準」を不要とする「特別措置」を導入しました。

5. 更新における「更新用自己研修基準」の導入

新規認定要件の変更にあわせ、更新要件も見直しました。従来の生涯教育基準では一定以上の「学会参加」を更新要件としていましたが、今回の変更では、バランスのとれた保険医学・臨床医学の生涯教育とするために、生涯教育基準を「更新用自己研修基準」と「学会参加基準」の2要件としました。

(1) 「更新用自己研修基準」

教育委員会が開催した危険選択研究会等に関する資料を、教材として学会ウェブサイトに掲載します。「更新用自己研修基準」は、これらの教材の自己研修を求めるものです。新規認定における「認定用自己研修基準」と同様に、教材一覧を研修記録表とし、研修完了は自己申告によるものとします。

(2) 「学会参加基準」

新規認定における「基礎教育基準」の「学会参加基準」と同一です。従来の生涯教育研修と比べ、出席すべき学会の回数は減少しますが、日本保険医学会の主催する学会活動への参加を重視した単位設定としました。

6. 更新における「移行措置」の導入

今回の制度変更では、「生涯教育基準」の対象となる学会活動や単位換算法の見直し、および、「更新用自己研修基準」を導入しました。ただし、変更前の生涯教育基準で更新準備をしていた場合、変更後の生涯教育基準による再研修を避けるため、2016～2020 年度の更新申請では、変更前の生涯教育基準（日本保険医学会誌第 112 巻 4 号掲載）を申請資格とする移行措置を設けました。

備考 認定医制度規則（新規認定・更新）の変更イメージ

		変更後	
		規則	施行細則
新規認定	変更前	認定試験出題範囲の拡大	
	生命保険講座合格 【旧規則第 10 条(4)】 保険実務に従事 【旧規則第 10 条(3)】	⇒	基礎教育基準 【第 10 条第 1 項(3)】 学会参加基準 【第 7 条第 2 項(1) 別表】 新規認定用自己研修基準 【第 7 条第 2 項(2) 別表】
更新	生涯教育基準 (細則にて 5 年間 80 単位) 【第 14 条第 2 項】	⇒	生涯教育基準 【第 14 条第 2 項】 ※条文変更なし 学会参加基準 【第 17 条(1) 別表】 更新用自己研修基準 【第 17 条(2) 別表】